

出展規約

【規約の履行】

出展社は、本出展規約および主催者が配布する「出展説明書」に記載の各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず主催者は出展申込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。また、出展社から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害も補償しません。

【出展資格】

出展内容が本展の趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合や、来場者や他の出展社などから苦情が予想される場合、主催者は出展申込みの拒否、取り消しをする場合があります。

また本展会期中であっても主催者は、本展の趣旨に反するものや展示会運営に支障を生じるおそれのある場合、その展示・装飾等について制限・禁止を命じることがあります。

会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供を目的とした出展は、出版物など一部主催者が認めたものを除き、禁止します。

出展社は、出展面積の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また主催者の承諾なしに、出展社以外の会社が使用、展示することはできません。

【出展申込みおよび出展料の支払い】

「出展申込書」に必要事項を記入して、主催者まで FAX にてご提出ください。出展内容を確認後、主催者より出展受理の連絡書を送信します。この時点で、正式な出展受理となります。

主催者より請求書を発行致します。指定日までに小間料金の全額を指定口座にお振込みください。

「出展申込書」を送信後、3営業日を過ぎても主催者からの連絡がない場合、何らかの理由で「出展申込書」が主催者に届いていない可能性があります。その際にはお手数ですが、主催者までお問合せ下さい。

【出展キャンセル】

「出展受理」後の出展の取り消しは、原則として出来ません。都合によりやむなく出展の取り消しを希望する場合には、取り消し内容とその理由を明記した文書をお送りください。またその際は、下記の要領でキャンセル料を申し受けます。

- ・2010年10月29日(金)まで : 出展料の30%
- ・2010年10月30日(土)以降 : 出展料の全額

【小間位置の決定】

小間位置の決定は、申込みの順番、過去の出展実績、出展小間数、出展カテゴリー、出展形態、出展内容を考慮して、主催者が決定します。

【装飾、宣伝活動に関する規約】

展示スペース

出展小間の枠外に装飾物や展示物をはみ出して設置することはできません。

但し、社名板に取り付けるスポットライト等、ブース出展 2,700mm・テーブル出展 2,400mm に近い高さで若干通路にはみ出すような場合にはこの限りではありません。

稼動する展示物は、稼動部の先端が自社小間内に収まる様に設置して下さい。また、その周囲には保護柵を設けるなど安全管理に努めて下さい。

カタログや備品等も自社小間スペース外へは設置しないで下さい。小間の裏側も同様です。

出展者は自社の小間内で資料等を自由に配布することが出来ますが、自社の小間以外の場所や通路上でのチラシの配布、アンケートの回収、呼び込み等を行いません。

音量規制

小間内で音響設備などを設置する場合は近隣出展者と事前に話し合い、迷惑とならないよう音量の確認をして下さい。

ブース内から発生する音量は、小間境界線より距離 2m・高さ 1.5m の地点で計測して 75 デシベルまでとします。会期中、事務局が計測し 75 デシベルを超えている場合は音量を下げてください。また隣接小間より苦情が出た場合や、会場内の騒音がひどい場合も来場者に

とってもらっても聞きやすい環境を保つため、規定にとらわれず規制する場合がありますのでご了承下さい。

音響機器等を使用してプレゼンテーション等を行う場合は出来る限り時間を区切るようにし、近隣出展者と話し合い、時間の調整を行って下さい。

スピーカー等の拡声装置を近隣のブースに対して正面に向けてることを禁止します。壁面や造作柱にスピーカーを設置する場合は、スピーカーの中心軸を垂直下方へ 45 度以下に調整して下さい。

緊急放送の際は速やかに中止して下さい。

【会場での管理・重要事項】

小間内の管理

出展関係者は展示期間中出展者証を着用の上、必ずその小間内に常駐し、来場者との対応や展示物の管理にあたって下さい。なお事務局では警備会社と契約し、会場内の一般的な警備にあたりますが、出展者の責任者は火元や電気のスイッチ等の安全を確認して下さい。

出展者は割り当てられた小間の全部または一部を、有償無償を問わず第3者に譲渡・貸与もしくは相互交換することは出来ません。

搬入から搬出まで、会場での運営を出来る限りスムーズに行えるよう、小間内に常駐される現場運営責任者をお知らせ下さい。

事故防止及び責任

出展者は展示品の搬入・展示実演・撤去に対して事故防止に努めて下さい。

事務局は出展者が行うこれらの作業に対して必要と認めた場合は事故発生防止のための処置を命じ、またはその作業の制限・中止などを求めることがあります。

展示物の保護については、出展者各自が行うものとします。また、天災その他の不可抗力の原因により発生した事故(盗難・紛失・火災・損傷等)については、事務局はその損害・賠償の責任を負いません。従いまして、出展に際して必要に応じて保険に加入されることをおすすめします。

【損害責任】

主催者は、展示会を円滑に実行するために各規則等の制定、修正を行います。詳細は11月中旬に配布する「出展説明書」に記載します。出展者及び関係者は、本規約に記載の規定ならびにその細則を遵守しなければなりません。すべての出展社およびその代理人は、主催者が制定した出展規約を承認したものとします。

規程の変更

主催者は、やむを得ない事情がある場合、本規約および「出展説明書」の各規定並びにその細則を変更することがあります。また変更が生じた場合には、直ちに出席者へ通知致します。

展示開催の変更・中止

主催者は、天災その他の不可抗力の原因により会期を変更し、または開催を中止することがあります。主催者はこれによって生じた出展者その他の物品の損害を補償いたしません。

展示品は、出展社の責任において管理をお願いします。主催者は、展示品などの損害、盗難、紛失、破損などについての責は負いません。

他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任となります。